

管理運営状況 評価シート【令和4年度】

(評価日：令和5年6月30日)

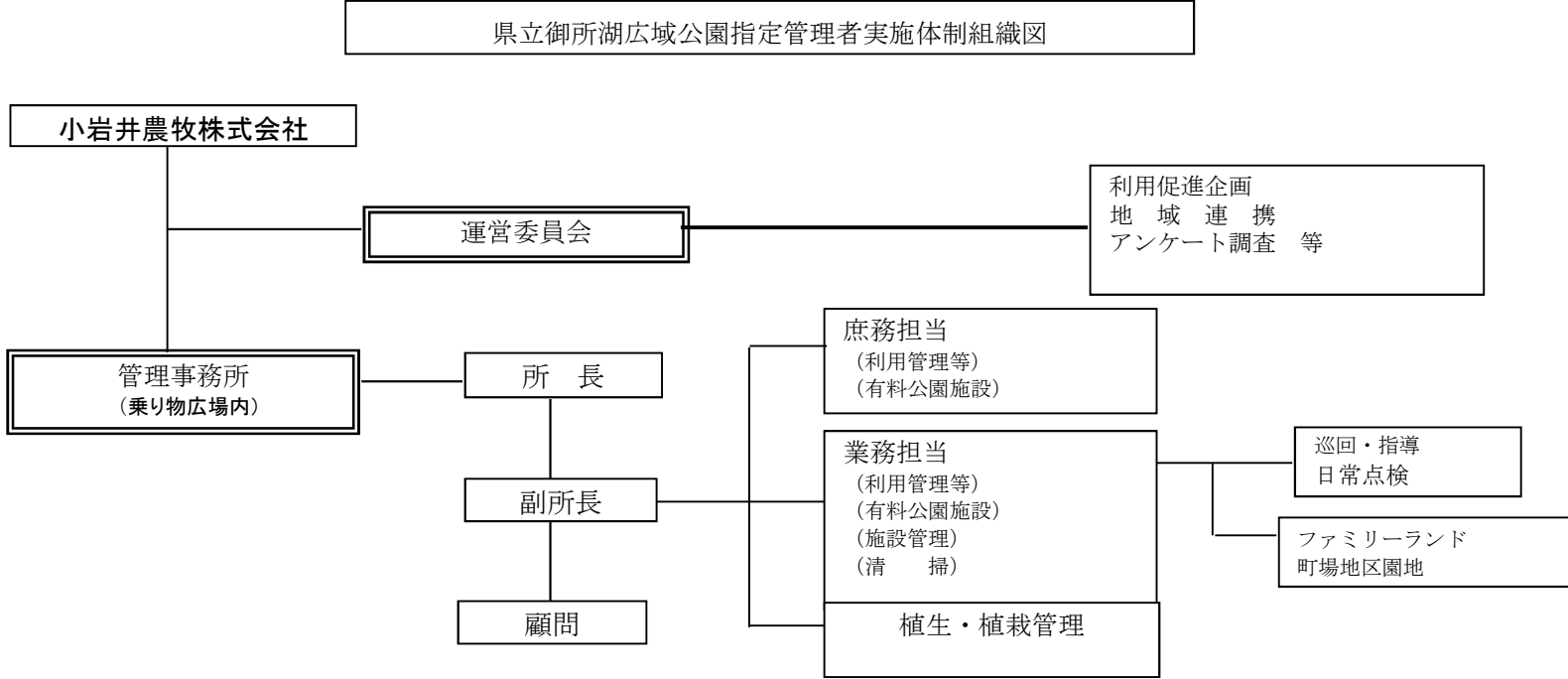
1 施設の概要

| | |
|---------------|---|
| 施設名 | 岩手県立御所湖広域公園 |
| 所在地 電話・FAX | 盛岡市繋並びに岩手郡雫石町御明神、繋及び西安庭 電話 019-692-4855 FAX 019-692-4870 ホームページ http://www.koiwai.co.jp/shiteikanri/gosyo_park/ |
| HP・電子メール | 電子メール |
| 設置根拠 | 都市公園法、県立都市公園条例 |
| 設置目的 | (設置：昭和58年4月1日) 雫石川に建設された北上川水系五大ダムの一つである御所ダムの周辺環境整備と多様なレクリエーション需要に対応するものである。 |
| 施設概要 | 敷地面積、建物面積、主な施設、利用定員等 さくら園 3.9ha (散策路、サイクリングロード、四阿、曲り家、トイレ等) 御所大橋運動場 6.8ha (管理棟、野球場、テニスコート、多目的グラウンド、駐車場等) 塩ヶ森水辺園地 1.8ha (休憩舎、藤棚、トイレ、駐車場等) 尾入野湿生植物園 5.0ha (散策路、四阿、観覧所、駐車場等) 繋大橋南園地 1.6ha (駐車場、屋外便所、四阿、園路等) 繋大橋北園地 3.8ha (歩道、駐車場、四阿、遊歩道等) ファミリーランド 12.1ha (駐車場、芝生園地、大型遊具、パークゴルフ場、お花畑、噴水池等) 中心地区 5.3ha (休憩所、展望台、遊歩道、駐車場等) 御所大橋北園地 2.1ha (トイレ、遊歩道、駐車場等) 町場地区園地 11.5ha (駐車場、センターハウス、炊事棟、休憩所、大型遊具、花畑など) 矢櫃地区水辺園地 2.2ha (散策路、四阿、駐車場等) 合計 約96.9ha (供用面積) |
| 施設所管課 | 岩手県県土整備部都市計画課 (電話019-629-5887 (直通)、メールアドレス AG0007@pref.iwate.jp) |

2 指定管理者

| | |
|--------|---|
| 指定管理者名 | 小岩井農牧株式会社 |
| 指定期間 | 平成30年4月1日～令和5年3月31日 (5年間) ※H30～R3年度はKOIWAI(小岩井農牧(株)と小岩井農産(株)の共同事業体) |
| 連絡先 | 電話 019-692-3148 FAX 019-692-3159 |

3 指定管理者が行う業務等

| | | | |
|------------|--|-----|--|
| 業務内容（主なもの） | 御所湖広域公園の各施設、植栽、有料公園施設を管理し、その利用者に情報提供、指導、行為の許可等を行う。 | | |
| 職員配置、管理体制 | <p>5名（常勤 4名）（令和5年1月1日現在）</p> <p>9名（常勤 4月～11月）</p> <p>（内訳）</p> <p>正職員4名、非常勤・パート職員5名</p> <p>その他 なし</p> | | <p>組織図</p>  |
| 利用料金 | <p>野球場：一般600円／時・面（平日半額） 学生300円／時・面（平日半額）</p> <p>テニスコート：一般400円／時・面（平日半額） 学生200円／時・面（平日半額）</p> <p>レクリエーション広場：一般400円／3時間（平日半額） 小中学生200円／3時間（平日半額）</p> | | |
| 開園時間 | 9:00～17:00 | 休園日 | 供用期間(4月1日～11月30日)中 無休 |

4 施設の利用状況 ※ 新型コロナウイルス感染防止のため休園期間あり（R3年8月14日～9月18日、R2年4月18日～5月17日） (単位：人)

| (利用者数、稼働率等) | 前年度 H29年度 | 指定管理期間 | | | | | | 備考 |
|---------------|--------------|--------|--------|----------|----------|--------|--------|---|
| | | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | 期間平均 | |
| 第1四半期 | 36,136 | 37,860 | 40,162 | ※ 21,806 | 39,401 | 41,151 | 36,076 | ファミリーランド（レクリエーション広場含む）、野球場、テニスコート、町場地区園地の合計利用者数 |
| 第2四半期 | 32,384 | 30,129 | 33,255 | 31,284 | ※ 18,866 | 26,437 | 27,994 | |
| 第3四半期 | 9,237 | 13,445 | 9,222 | 11,616 | 13,708 | 13,034 | 12,205 | |
| 第4四半期 | | | | | | | | |
| 年間計（実績） | 77,757 | 81,434 | 82,639 | 64,706 | 71,975 | 80,622 | 76,275 | |
| 野球場（時間） | 255 | 196 | 203 | 148 | 132 | 159 | 168 | |
| テニスコート（時間） | 1,879 | 1,683 | 1,697 | 1,693 | 1,556 | 1,719 | 1,670 | |
| レクリエーション広場（人） | 2,635 | 2,544 | 2,372 | 1,856 | 2,527 | 2,963 | 2,452 | |

5 収支の状況 (単位：千円)

| 区分 | 前年度 H29年度 | 指定管理期間 | | | | | | 備考 | |
|------|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--|
| | | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | 期間平均 | | |
| 収入 | 利用料金収入 | 1,376 | 1,324 | 1,271 | 1,097 | 1,151 | 1,398 | 1,248 | |
| | 県委託料 | 67,175 | 70,118 | 69,198 | 68,896 | 68,849 | 69,484 | 69,309 | |
| | 自主事業収入 | | | | | | | | |
| | 自販機手数料 | 0 | 423 | 461 | 430 | 417 | 471 | 440 | |
| | 小計 | 68,551 | 71,865 | 70,930 | 70,423 | 70,417 | 71,353 | 70,998 | |
| 支出 | 人件費 | 11,520 | 11,520 | 11,520 | 11,520 | 13,440 | 14,994 | 12,599 | |
| | 維持管理費 | 53,811 | 57,934 | 56,060 | 55,512 | 54,582 | 56,035 | 56,025 | |
| | 事業費 | | | | | | | | |
| | 自主事業費 | | | | | | | | |
| | 小計 | 65,331 | 69,454 | 67,580 | 67,032 | 68,022 | 71,029 | 68,623 | |
| 収支差額 | 3,220 | 2,411 | 3,350 | 3,391 | 2,395 | 324 | 2,374 | | |

6 利用者の意見等への対応状況

(1) 利用者意見（満足度等）の把握方法

| | | | |
|------|--|------|-------|
| 把握方法 | 1. ご意見箱の設置（手つなぎ広場、わんぱく広場、野菊公園、曲り家、矢櫃地区水辺園地、ファミリーランド、町場地区園地、乗り物広場） 2. 野球場・テニスコート利用者へのアンケート 3. さくら園曲り家に自由記入「雑記帳」を設置 4. 小学校対象自然観察会参加者からの感想文 5. 公園管理日誌・メールなど | 実施主体 | 指定管理者 |
|------|--|------|-------|

(2) 利用者からの苦情・要望

| | | | |
|---|---|--|--|
| 受付件数 | 苦情28件、要望34件、肯定的意見その他69件 合計131件 | | |
| 主な苦情、要望等 | 対応状況 | | |
| ①遊具で遊んでいた子供の服にコーキング材が付着した。管理室にお話しに行くと、タオルでふいてくれたが取れなかった。また、その件について明確な謝罪がされなかった。明らかに人為的ミスと思うが、クリーニング代などの対応をいただけないものか(11/27 町場地区園地 同様1) | 子どもの指が挟まりそうな遊具隙間のコーキング材の充てん作業を開園前に実施したが、乾かないうちに利用を開始してしまった。苦情を受け、充填箇所を養生テープで被覆し付着しないようにした。被害を申し出た保護者2名に謝罪し、クリーニング代と代品購入代金を弁償した。また、ホームページに同様の被害にあわれた方に連絡をいただくよう告知した。再発防止のため、修繕後の利用再開時の確認を確実にすることとした。 | | |
| ②乗り物広場の「ひとにやさしい駐車場」の枠内に車イスマークを付けた車両で駐車していたところ一般の駐車場に移動をお願いする注意の紙をワイパーに挟まれた。(10/29 乗り物広場) | 注意の紙は巡回時に職員が挟んだ。同駐車場枠は一般の車両が停まりやすいため、巡回時に挟むようにしていた。該当の車両にはピンクの車イスマークが後部ナンバーの脇に付いていたが、通常見かける青色のマークではなく気づけなかった。謝罪し事情を説明した。同駐車場の表示を改良し、よりわかりやすくかつ利用者には利用証やマークを目立つところに掲示してもらうようお願いすることとした。 | | |
| ③遊具を対象年齢別にしてください。 (4/17ファミリーランド) | 複合大型遊具の海賊船のことと思います。部分的に対象年齢が分かれています（案内板に年齢表示区分記載）。以前も対象年齢に達していないお子様がケガをする事例があり、その場所には別途表示を付け加えました。より分かりやすい表示を工夫いたします。 | | |
| ④男子トイレにおむつ替えマークがついているが、おむつ替え台がなかった。(5/15 乗り物広場) | 確認したところマークが誤って設置されていた（令和元年度トイレ改修工事）。同工事で表視されたマークを再確認し誤りを修正した。 | | |
| ⑤大型車の駐車スペースに普通車がいつもとめてある。(5/24 南園地) | 車止めなどに普通車駐車禁止の注意表示をつけ、巡回時に見かけた場合は口頭あるいは注意の紙をワイパーに挟んでいる。 | | |
| ⑥夜9時までには街灯をつけて欲しい。冬のトイレ開放、駐車場の除雪。(5/26 南園地 同様3) | 12～3月は公園全体が休園となっており、冬期のトイレ利用が想定されていません。11月に凍結した事例もあり設備面の改修費、除雪を含めた維持管理費、巡回費等で問題があります。なお、街灯は11月上旬から1月上旬まで終夜点灯しています。 | | |
| ⑦駐車場までの道が砂利で車が通りづらいのでアスファルトにしてほしい。巾が狭いのもう少し広くしてほしい。(4/24 矢櫃地区水辺園地 同様1) | 該当の道は雫石町の道となっていることから、県を通じ希望を町に伝えていきます。 | | |

| | |
|---|--|
| ⑧自然は大事だけれど、虫の対策をしてほしい。 (10/1 矢櫃地区水辺園地 同様1) | ハチについては蜂トラップを設置し巣を作らせない工夫と、巡回時に危険個所を確認しております。自然と安全を共存できるように、できる対策を進めていきます。 |
| ⑨センターハウスの多目的トイレのドアから中と外が丸見えになるのでドアの窓の改善をしてほしい。(5/4 町場地区園地) | 確認し目隠しシートを追加しました。 |
| その他利用者からの積極的な評価等 【乗り物広場】知っていればお弁当を作って敷物を用意してピクニックをし、一日過ごしたいくらい楽しかったです。スタッフの方々がとてもやさしく、子供たちも喜んでいました。(9/11) 【町場地区園地】自然がいっぱいとても素晴らしい。(8/25) 【ファミリーランド】トイレや食事をするテーブル・ベンチが新しくなって、びっくりしました！そして嬉しいです。設備も良いので今年はたくさん来ようと思いました。キッチンカーを増やしてほしいです！(6/4) 【矢櫃地区水辺園地】いつも楽しく利用しています！キレイに管理していただきありがとうございます。(9/4) 初めて来場して心癒されました。きれいな川の流れて昔の子供のころを思い出しました。こういう所がまだ残っていて整備されていたことに感銘しました。また来たいと思います。(9/11) | |

7 業務点検・評価

(1) 業務の履行状況

| 項目 | 事業計画、県が求める水準 | 実績（指定管理者の自己評価） | 評価指標 |
|------|---|---|----------|
| 運營業務 | 利用者の平等な利用の確保を図るとともに、公園の設置目的を効果的かつ効率的に達成できるよう、指定管理者が提出した指定申請書を基本として作成する管理運營業務計画書に基づき、適正に管理する。 【協定 第4条】 | 行為許可申請、有料公園施設の使用許可等の際には、利用者の平等な利用を念頭において許可をした。 公園巡視の際も平等な利用がなされるよう、提出した指定申請書に則った指導を行った。 従業員に対しては、朝礼時に、利用者の平等な利用確保と接遇向上について意識及び情報の徹底を図るとともに、接遇・安全面での確認を行った。 ゴミの不法投棄については、御所ダム・駐在所・つなぎ多目的運動場と協力し、監視体制の強化を図るとともに、巡回・清掃時の早期発見、速やかな処理に努める一方、注意看板掲示、道路等からの見通しを良くする目的で間伐、剪定、草刈等を継続して行った。 町場地区園地以外での火気使用に対しては注意し、町場地区園地での利用を案内した。 | A (A) |

| | | | |
|---------------------|---|--|------------------|
| <p>施設の利 用状況</p> | <p>令和4年度における ①ファミリーランドと町場地区園地の平日目標利用者数を29,000人(18,000人と11,000人)とする。 ②駐車場利用台数(さくら園,尾入野湿生植物園,繫大橋北園地)を、H26～H28平均値の16%増の2,200台(600台、1,300台と300台)とする。 【申請 管理運営の目標】</p> <p>毎月の業務の状況について、指定する様式により有料公園施設利用台帳及び行為許可記録簿の写しを添えて盛岡広域振興局に提出する。 【仕様 第26】</p> | <p>①ファミリーランドと町場地区園地の平日の入園者数は23,782人(ファミリーランド12,144人、町場地区園地11,638人)となり、目標値より5,218人減(ファミリーランド:5,856人減、町場地区園地:638人増)となった。ファミリーランドは、昨年一昨年と同様、保育園・幼稚園などの遠足がコロナ禍により減となったことが大きい。一方、町場地区園地は、638人増となった。減となった6、7月はラベンダーの摘み取り体験が、春先の天候不順による生育不良からの生育回復のため中止となったことも一因といえる。 なお、土日祝日も含めた来園者数はファミリーランドで35,843人となり、昨年より16%増となった。そして、町場地区園地は40,418人となり、昨年より9%増加した。これは平成27年度に次ぐ利用者数となっており、町場地区園地の花の魅力がコロナ禍の遠出のできない人々を呼び込んだものと思料される。 ②駐車場利用は3カ所全体では、1,714台(475台、1,048台、191台)となり、目標の77.9%となった(79.2%、80.6%、63.6%減)。なお、令和元年春から、利用数把握のためカウンターを尾入野湿生植物園遊歩道入口、繫大橋北園地遊歩道入口、さくら園曲り家に設置し動向を見守っており、令和4年度は若干増加している。</p> <p>毎月の状況について、翌月の10日までに記録簿等の必要書類を添えて報告した。</p> | <p>B (B)</p> |
| <p>事業の実 施状況</p> | <p>有料公園施設の使用許可等を行うに当たっては、条例及び行政手続条例を遵守する。 【仕様 第18】</p> <p>公園の供用期間は、原則として4月1日から11月30日までとする。供用時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。【仕様 第7、第8】</p> | <p>有料施設の使用許可等に当たっては、条例及び行政手続条例に則り、「有料公園施設利用許可、行為許可事務処理要領」を作成して業務を遂行した。</p> <p>テニスコートや野球場の早朝および夕方の利用について、昨年に引き続き使用を認めた。具体例としては、近隣の太田テニスコートを主会場とする大会参加チームのアップを目的とした早朝練習への対応などがあつた。 ただし、ファミリーランドと町場地区園地では、薄暮時退園者チェックが難しいことなどから11/15～11/30の閉園時刻を16:20に繰り上げた。ファミリーランドでは平成30年度から実施し、町場地区園地でも同様の理由から令和元年度から実施している。 平成30年度から実施した御所大橋北園地トイレの冬期閉鎖については、鳥インフルエンザ予防等による餌やり禁止などの予防措置の一環として本年度も継続した。</p> | <p>A (A)</p> |

| | | | |
|---------|---|---|----------|
| 事業の実施状況 | <p>【R4目標値達成方法】※R4管理運営業務計画書</p> <p>1. Sight「自然と景観と公園の調和」</p> <p>①沿道、園地からの湖水面の眺望確保 ②花畑・花壇の安定的開花を目指すための育成植樹 ③特定外来植物の情報収集と啓蒙。</p> <p>2. Safety「安全・安心」</p> <p>①新型コロナウイルス感染防止対策を実施する ②見通しの悪い林内を明るくする ③クマ、イノシシ等との出会い頭の遭遇を避ける</p> | <p>①巡回時等眺望の確認を行った。</p> <p>②町場地区園地ではキバナコスモスを長く楽しめるように引き続き除草管理をして雑草の繁茂を極力抑えるエリアを設け、9月末まで花の観賞が楽しめた。また、キバナコスモスの播種に合わせてコスモスを混播し、キバナコスモスに続いてコスモスの花を観賞できるようにし、従来は9月上旬の観賞期間を10月上旬まで延ばすことができた。また、ファミリーランド賢治の花壇でもヒマワリ、キバナコスモスの育成方法を工夫し、キバナコスモスの面積も以前に比べ増やしている。ヒマワリのまわりにキバナコスモスを増やしたことにより利用者を長期間楽しませることが引き続きできている。</p> <p>③9月には自然観察地、10月に乗り物広場第2駐車場入口のオオハンゴンソウの花の刈取を行った。また、尾入野湿生植物園ではアレチウリの刈取を行った。</p> <p>①昨年に引き続き、手指消毒用アルコール、マスクの着用、密にならないよう園内放送等を実施した。</p> <p>②公園巡回時に確認作業を行い、ツル、掛かり枝、倒木・枯損木の処理を随時、実施した。</p> <p>③園地周縁部の下刈り作業を定期的実施して見通しを改善、出会い頭の事故防止を図った。</p> <p>クマ・イノシシの目撃・被害情報を県、雫石町、盛岡市、警察などとも共有し対策をはかった。10月に雫石町農林課で乗り物広場のイノシシ出現箇所のフェンス外にワナを複数設置。ファミリーランドのフェンス外にもワナを設置し、来園者や花壇、芝生に被害を及ぼすイノシシ、シカ等を駆除した。</p> | A (A) |
|---------|---|---|----------|

| | | | |
|------------------|--|--|------------------|
| <p>事業の実施状況</p> | <p>3. Side「側に、脇に、近くに」 ①地元で愛される公園づくり ②曲り家の有効活用</p> | <p>①来園された利用者により思い出作りを提供できた。ファミリーランド、町場地区園地の花畑など利用される方が大勢いたことは、町場地区園地の利用者数が開設以来2番目だったことにも窺える。 探訪会等のイベントは中止や人数制限もあったが、参加された方は2年ぶりの観察会を楽しんだ。また、御所小学校、御所保育園の利用等、地元や利用者との交流を図ることができた。</p> <p>②約20年ぶりの茅葺屋根の葺き替え工事によりここ数年悩まされていた雨漏りも解消された。なお、5月には施工業者の案内で工事見学会を行ったほか、歩道沿いにわかりやすい写真入り作業解説板も常設していただき、20年に一度の工事の機会を活用した。また、葺き替えた古いカヤは堆肥化し花壇などで再利用を図るべく町場地区園地内に堆積中である。</p> <p>7月下旬の供用再開後、従前どおり無人公園案内所をさくら園曲り家に設け、利用者への情報提供の場として機能させ、看板だけが設置されている「東口案内所」に代わる御所湖広域公園の実質的な玄関口・案内所として活用した。</p> <p>供用再開後、布ぎゃらりーや産直コーナーなどの各種イベント開催の場としても活用され、来園者とのコミュニケーションの場としても機能させることができた。</p> <p>曲り家は、真夏の暑い日でも中は涼しく、昔の人々の生活の知恵を思い知ることができる貴重な生活を体験することができる施設と認識しており、来年は、さらに多くの方が楽しく利用できる癒しの施設として活用していきたい。</p> | <p>A (A)</p> |
| | <p>4. Scene「場、風景」 ①世代を超えた魅力ある公園 ②いろいろな景（利用方法）の紹介</p> | <p>①「昔は来たよね」という、昔から続いている良さに加え、新たな魅力をアピールすべく公園ホームページや「御所湖随想」並びに、接客時に紹介していただくために地域の関係施設に配布・設置し、情報発信を行い御所湖広域公園の魅力紹介に努めた。公園のホームページに毎月1回掲載している「御所湖随想」（地域の関連施設にも配付）や花の咲く時期に発行している「花だより」において、引き続きいろいろな利用のシーンや花の写真等で紹介し公園内の魅力発信につとめた。</p> | |
| <p>施設の維持管理状況</p> | <p>公園施設及び県が貸与した備品を、適正かつ良好な状態で管理する。 【仕様 第10】</p> | <p>施設の定期点検や御所ダム主催による安全点検で指摘された項目については軽微なものについては即時対応し、その他については見積をとり修繕を実施した。</p> <p>また、毎日の水道メーターのチェックにより、漏水やトイレ等水回りのトラブルの早期発見に努め、初期段階で修理を行った。</p> <p>自走式ロータリーモア（草刈機）、除雪機は、オイル交換等を適時実施した。</p> <p>備品については、年3回、台帳と現物の確認調査を実施した。</p> | <p>A (A)</p> |

| | | | |
|-----------|--|--|----------|
| 施設の維持管理状況 | <p>供用期間中毎日公園を巡視し、公園施設点検簿により公園施設を点検する。 【仕様 第11】</p> | <p>供用期間中は毎日公園を巡視し、公園施設点検簿に準じて点検し、公園巡回点検日誌に異常の有無等を記録している。</p> | A (A) |
| | <p>施設の異常を発見したときは、速やかに使用停止又は応急措置を行う。 【仕様 第11】</p> | <p>①乗り物広場：4～10月にローラーすべり台のローラーを5本交換した（令和3年度：5本、令和2年度：11本、令和元年度：7本）。朝の清掃時に発見し、予備ローラーと交換した。休止はしなかった。</p> | |
| | <p>事後保全に係る施設補修として、施設修繕内訳による修繕工事等を実施する。 【仕様 第12】</p> | <p>霰石現況保存林と尾入野湿生植物園のデッキ（人工木材の木道）の人工木材が老朽化により折れているのを発見、職員で応急処置をし、業者により木製板と交換、あわせて周辺の反り返りやひびのひどい箇所も修繕した。</p> | |
| | <p>公園の芝生、樹木等の維持管理のため、植栽管理基準に準拠して必要な措置を行う。 【仕様 第16】</p> | <p>植栽管理については、年初に計画を策定し、計画に沿って実施した。 強風による倒木、落葉、落枝については都度対応処理した。</p> | |
| 記録等の整理・保管 | <p>指定管理期間中における業務の実施結果等について、管理日誌に記録する。 【仕様 第4】</p> | <p>業務の実施結果等について、管理日誌に記帳した。</p> | A (A) |

| | |
|--|------------------|
| <p>(施設所管課評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果のあった点 管理運営業務計画書及び仕様書に基づき、公園施設の維持管理を適切に行っている。 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を適切に講じ、来園者の安全な利用環境の確保に努めている。平日の施設利用状況は目標値を下回るもの、休日での施設利用者は着実に増加しており、魅力ある公園とすべく、指定管理者として創意工夫をしていると評価できる。 ・改善・工夫など検討を要する点 特になし。 | <p>B (B)</p> |
|--|------------------|

(2) 運営体制等

| 項目 | 事業計画、県が求める水準 | 実績（指定管理者の自己評価） | 評価指標 |
|-------------------|--|--|----------|
| 職員の配置体制 | 業務に適した者を適時適切に配置する。 【仕様 第5】 | 公園管理運営士、樹木医、遊具の日常点検講習修了者などの有資格者を配し、施設や植栽管理業務、来園利用者への接客業務を遂行した。 | A (A) |
| | 統一した名札等を定め、従業者であることを明確にする。 【仕様 第5】 | 管理事務所、ファミリーランド、町場地区園地、乗物広場の各スタッフ全員が統一性のあるユニホームと名札を着用して担当業務に従事した。 また、朝礼時に、公園や周辺施設のイベント情報や注意事項（利用者の安全など）の伝達等を実施し、スタッフの利用者に対する心がけ、自覚を持たせるように促した。 | |
| 苦情、要望対応体制 | クレームの対応は、ISO9001品質マネジメントシステムの手順書に基づき処理する。 【申請 サービス向上】 | クレームの対応には、ISO9001QMSの手順書に準じて処理した。 | A (A) |
| 危機管理体制（事故、緊急時の対応） | 人身事故が発生した場合には、事故者の保護に努め、応急手当を行うほか救急車の要請等適切な措置を行う。 【仕様 第23】 | 4/1 新人スタッフAED訓練を実施。12/6消防避難訓練実施。 ①職員が6/15乗り物広場にてバッテリーカーを格納庫より乗場へ移動中、バッテリーカーの車軸が折れ転倒する労災が発生した。 ②8/24ファミリーランド内での乗用草刈機で乗車中の蜂刺されの労災が発生した。 | A (A) |
| | 事故等の内容の如何に関わらず、当事者又は目撃者等から事情を聴取して原因の究明に努めるとともに、改善が必要と認められる事項については速やかに対応する。 【仕様 第23】 | 上記、2件の事故について、社内の安全衛生委員による現地調査を行い、原因を探り対策を検討した。①点検が不十分だったと思われ、全バッテリーカーの点検整備と、始業点検の徹底を行い営業を再開した。②防護眼鏡の隙間から侵入しており、防護ネットの装着と虫よけ等予防措置を実施し、ハチの巣の探索、駆除。女王バチトラップの設置を継続することとした。 | |

| | | | |
|--|--|--|----------|
| コンプライアンスの取組み、個人情報の取扱い | 管理運営業務に従事している者等は、業務の実施に関し知りえた情報を漏らし、又は他の目的のために使用してはならない。 【協定 第20条】 | 主要な情報については、所長が厳正に管理しており、また、運動場利用者や観察会等で入手する個人情報については条例等に抵触することのない範囲の情報にとどめ、必要以上の情報を得ないこととしている。 | A (A) |
| | 管理運営業務に係る個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を遵守する。 【協定 第21条】 | 基本協定書別記4「個人情報取扱特記事項」及び小岩井農牧株式会社が制定している「個人情報保護方針」を遵守して運営している。 | |
| | 事故等の際、個人情報に関する事項の聴取については、事故処理に必要な範囲に限定するとともに、情報の取扱いについては十分に注意する。 【仕様 第23】 | 事故等の際、個人情報に関する事項の聴取については、事故処理に必要な事項に限定し、聴取した情報の取り扱いについては十分に注意している。 特に、乗り物広場で発生頻度が高い携帯電話の落し物に関しては、本人確認に細心の注意を払っている。 | |
| 県、関係機関等との連携体制 | 県の指示に従い、相互に協調して業務を円滑に遂行する。 【仕様 第3】 | 県の指示に従い、相互に協調して業務を円滑に遂行した。 | A (A) |
| | つなぎ温泉観光協会、しずくいし観光協会、手づくり村、小岩井農場、網張とを結ぶ広域圏内の主要施設が連携し一体となって、面的広がりによる魅力度向上やサービス向上を目指す。 【申請 サービス向上】 | 各団体等との意見交換を行い、互いの案内パンフ等の掲示やイベント情報の共有化を図った。 主な連携事業は、御所湖まつり、長根湖岸堤まつり、駅からハイキング、グラウンドゴルフ大会等であった。行政区盆踊り大会は、3年連続でコロナ禍のため全て中止となった。 | |
| (施設所管課評価) ・成果のあった点 業務内容を十分に理解した職員を配置しているほか、救命救急訓練等を行うなど、危機管理体制の構築に努めている。 ・改善・工夫など検討を要する点 特になし。 | | | A (A) |

(3) サービスの質

| 項目 | 事業計画、県が求める水準 | 実績（指定管理者の自己評価） | 評価指標 |
|---------|--|---|----------|
| 運營業務 | 地域との連携による相互利用者の増を図る。 【申請 利用促進】 | <p>①つなぎ温泉：観光協会との情報の共有化とイベント支援、尾入野湿生植物園の花やホテルの情報交換。町場地区園地産キバナコスモスの播種協力（湖畔コスモスロードへ）継続。イルミネーション開催時等の園内外灯点灯協力。パンフレットの相互設置。</p> <p>②しずくいし観光協会：情報の共有化とイベント支援。パンフレットの設置。</p> <p>③盛岡手づくり村：パンフレット等の相互設置。</p> <p>④零石町歴史民俗資料館：パンフレットの相互設置。</p> <p>⑤御所湖川村美術館：パンフレットの設置。</p> <p>⑥御所湖漕艇場：イベント案内の相互設置。</p> <p>⑦盛岡市立つなぎ多目的運動場：イベント案内の相互設置。</p> <p>⑧御所湖広域公園協力会の開催：情報や要望を次年度の計画に反映。</p> | A (A) |
| 利用者サービス | <p>さくら園曲り家を東口案内所に代わる公園の玄関口案内所として活用する。 【申請 利用促進】</p> <p>有料施設における利用者の増を図る。 【申請 利用促進】</p> | <p>・茅葺屋根の葺き替え工事のため7月下旬からの供用となったが、平成30年度に整備した曲り家周辺の環境と厩部分の展示の随時更新（各園地紹介写真をイベント案内等）や畳敷きのベンチを設置するなど充実を図り、案内所の機能を果たした。土日には産直を継続し、産直運営者が来訪者に展示物や公園に対する案内を実施している。</p> <p>①レクリエーション広場の利用は、前年比17.3%増の2,963人となり、過去最高となった。コロナ禍の影響から、密とならない屋外での活動が可能な施設に人気集中したと思われる。冬期間実施された維持修繕工事（フェンスと舗装の更新）や令和3年度休園期間中に行ったコース整備などによる効果も一因と思われる。</p> <p>②野球場の利用時間数は159時間、利用者数は759人となり、休園期間のあった令和2年度及び令和3年度と比較して増加したが、コロナ禍前の平成29年度～令和元年度と比較して減少する結果となった。グラウンドの透水性が悪化し、雨上がり時には使用できない時があることが影響したものと思われる。</p> <p>③テニスコートの利用時間数は1,719時間となり、平年並みとなった。</p> <p>④グラウンドゴルフの利用者数は2,128人となり、コロナ禍前の平成29年度～令和元年度の平均を上回る利用状況が実現できた。祝祭日には子ども連れなどの利用も増えている。</p> | A (A) |

| | | | |
|--|--|--|----------|
| 利用者アンケート等 | 中心地区休憩所等にアンケート用紙を設置して、来園者の施設利用に関する利便性、要望等の意見を聴取する。 【申請 サービス向上】 | 「ご意見箱」を設置し、意見を聴取した。寄せられた意見数は、野菊公園(3件)、手つなぎ広場(9件)、わんぱく広場(3件)、曲り家(5件)、御所大橋運動場(2件)、ファミリーランド(22件)、乗り物広場(10件)、町場地区園地(7件)、矢櫃地区水辺園地(32件)で合計93件であった。 | A (A) |
| | イベント開催時に参加者等からのアンケート調査を実施し、意見を聴取して、次のイベント充実に結びつける。 【申請 サービス向上】 | イベント参加者の一部(御所小自然観察会、虫の観察会)から、アンケート等により意見を聴取した。 | |
| | 御所湖広域公園協力会等との会議などにより地元住民、関係者の意見を聴き利用状況、要望等のモニタリングを行う。 【申請 サービス向上】 | 御所湖広域公園協力会の会合は年1回2月に開催していたが、コロナ禍により、昨年につき会合は中止としたが、公園に係る行事予定や希望・ご意見を書面にいただき、計画に反映させた。 | |
| (施設所管課評価) ・成果のあった点 近隣施設とのパンフレットの相互設置などにより、公園の利用促進に向けた協力体制の構築に取り組んでいる。 有料施設の利用促進を図り、コロナ感染症の影響が続いている中において、レクリエーション広場の利用者数が増加したこと。 ・改善・工夫など検討を要する点 有料施設のうち、利用低迷が続く野球場の活用推奨策を検討する必要がある。 | | | A (A) |

(4) サービス提供の安定性、継続性

| 項目 | 事業計画、県が求める水準 | 実績(指定管理者の自己評価) | 評価指標 |
|--|--|--|----------|
| 事業収支 | 有料公園施設からの収入及び管理代行料等をもって運営すること。 【募集要項 第1の6】 | 有料公園収入及び管理代行料をもって公園業務を運営した。 | A (A) |
| 指定管理者の経営状況 | 経営基盤が安定しており、事業計画書に沿った管理を行う能力を有していること。 【募集要項 審査内容】 | 事業計画に沿った管理を行うにあたり、小岩井農牧株式会社が安定した経営基盤を持っている。さらに運営委員会を組織し、管理運営について進捗状況のチェックを行うなど現場フォローを行うことができた。 | A (A) |
| (施設所管課評価) ・成果のあった点 指定管理料及び利用料金収入の範囲内で安定的な管理運営を行っている。 ・改善・工夫など検討を要する点 特になし。 | | | A (A) |

※(注1)県記載欄:「事業計画・県が求める水準」、「評価指標」「施設所管課評価」
指定管理者記載欄:「実績(自己評価)」

(注2)評価指標

- A: 協定書、提案書等の内容について高レベルで実施され、また、計画を上回る実績(効果)があり、優れた管理がなされている。
- B: 概ね協定書、提案書等の内容どおり実施され、計画どおりの実績(効果)があり、適切な管理が行われている。
- C: 一部、改善・工夫を要する事項が見られたが、改善済み、または改善される見込みである。
- D: 協定書等の内容に対し、不適切な事項が認められ、改善を要する。

8 指定開始年度から評価年度までの総合評価

(1) 指定管理者の自己評価

① 成果があった取組み、積極的に取り組んだ事項

・新型コロナウイルス関連

昨年に引き続き職員体制としては、ファミリーランド、町場地区、乗り物広場のそれぞれが離れていることから、比較的客人との接触の少ないファミリーランドと町場地区園地各園地の担当職員と、接触が多い乗り物広場担当職員の2グループに分けた職員配置とした。ファミリーランド、町場地区、乗り物広場の各園地には消毒液の設置（トイレ、水飲み場、遊具周辺、受付）。トイレへの泡石鹸設置。毎日の清掃時に遊具消毒、管理棟受付には遮蔽フィルムを設置、受付を待つ間隔の表示設置、手洗い・うがい・マスク着用・ソーシャルディスタンス等啓蒙看板設置した。特に職員数の多い乗り物広場では、詰所内の遮蔽フィルム設置と昼休みの時差勤務を実施。券売機増設により現金授受の削減。町場のバーベキュー広場は、密集、密接にならないよう少人数や、家族単位での利用をお願いした。またファミリーランドの1日あたりの団体受付は、コロナ禍前は最大800人程度であったが、200人程度に抑えた。他園地については、掲示板に手洗い・うがい・マスク着用・ソーシャルディスタンス等啓蒙看板設置を実施した。探訪会等イベントについては、予約定員制とし、連絡先と体調を確認し、マスク着用にて参加していただいた。

・町場地区園地の充実

花のエリアは「成長の花畑」および「展望の花丘」において育成し、充実を図っている。開園から9年たち、植物が充実してきた。また、播種方法の改善から特にキバナコスモスに続くコスモスの播種により鑑賞期間を延ばすことができた。さらに花畑の背景となる「岩手山」「御所湖」の眺望を妨げていた周縁の林の伐開等を行ってきたことにより、「花のきれいな」「岩手山と御所湖が望める園地」との認識が定着した。花を見るだけでなく採取するイベント「ラベンダーの摘み取り」は毎年実施していたが、本年は、冬期の寒風害・春先の天候不順による生育不良や夏場の高温多湿による枝枯れからの回復のため休止とした。なお、管理のため刈り取った花茎をポプリにして来園した希望者に配布したほか、各園地の臭いが気になるトイレに設置した。町場は地下水位が高く過湿になりがちで、根が浅く気象害を受けやすい条件である。

・開花情報

集客効果の高い開花情報を「花だより」や「御所湖随想」、「メディア」等を通じて提供してPRに努めた。平成28年度から「花だより」の形式を変更し、公園で見られる代表的な花12種について例年の見頃時期と現在の開花状況を一覧表にまとめて、地図も添付し作成した。ホームページに掲載するとともに、園内各所の案内板に掲載。お客様からも親切な情報との好評価を得た。メディアへの情報提供にも利用し、その結果、新聞ではカラー写真付きで1回掲載、テレビでは5回ほどニュースや天気予報の際に紹介され、ラジオでも1回取り上げていただいた。また、家族写真撮影会の会場としても認知され16件利用された。公園の「花の景」が、着実に評価されてきている。

・バリアフリー点検からの改良継続

平成27年度から3大園地に車イスを設置し、身障者にもやさしい公園づくりを目指している。平成28年度に車イス使用者と一緒に尾入野湿生植物園、繫大橋北園地の遊歩道およびファミリーランドの周回コースのバリアフリー点検を行い、その結果をうけ、県工事での尾入野湿生植物園の遊歩道の舗装改修や段差是正、ファミリーランドジャブジャブ池の岸辺歩道の段差解消などが実施された。これにより車イス利用者のみならず子供やお年寄り、ホタル観賞等の夜間利用者、ベビーカー利用者にも優しい改善となっており、チェックを継続している。矢櫃地区水辺園地のミズバショウの観察地は奥の駐車場から数分で行けるため、車イス利用者など足の弱い方々にも適した観賞地であることが利用者からの声でわかり案内を継続している。また、令和元年度～令和2年度のトイレ改修工事で導入されたオストメイトについて、11月に県オストミー協会事務局の方にみていただき利用者の視点で管理方法のアドバイスをいただいた。

・矢櫃地区水辺園地の充実

平成28年度に開園した矢櫃地区水辺園地は年々お客様が増加しており、川遊びのシーズンの土日祝日には手前の駐車場(第1・2)が満車となり、奥の第3駐車場と臨時駐車場を案内している。また、近隣の杉澤雲石町議のご厚意でご自宅敷地の一部分を臨時駐車場として夏の混雑時に提供いただいた。昨シーズンから県工事で常設された快適仮設トイレが第1・2駐車場脇に設置され利便性が良くなった。なお、第3駐車場にも設置してほしいとの要望もある。巡回時など、お客様の園地の利用状況やクマ、イノシシ等の出没情報等を住民の方々よりいただき管理に生かした。さらに学区である御所小学校の児童が遠足に利用しゴミ拾いのボランティアをされるなど「おらほの公園(花の植え付け、日常的散策)」といった住民の意識発露に大変感謝している。

・園内案内情報の充実

御所湖広域公園は広範囲に園地が点在しているため各園地の魅力を紹介し、いろいろな園地を巡ってもらえるよう紹介写真パネルを各園地に掲載しており、写真の更新、花だよりでの見頃案内や施設休止の表示を随時追加した。

② 現在、苦慮している事項、今後、改善・工夫したい事項、積極的に取り組みたい事項

・公園周辺での熊やイノシシの出没対策

クマについてここ数年の目撃情報が多く、今年も乗り物広場、除園地などで利用者がいる時間に目撃され対応に苦慮した。平成30年度及び令和元年度は、県環境保健研究センターがGPSをつけたクマの動向が調査され、そのクマが公園の周辺(敷地内含む)を移動しているという情報もたらされたこともあり、2年間、通常の植栽維持管理の範囲外の周縁部の下刈り作業について、補正予算が認められて実施してきた。

しかし、その後そのような情報がないためか、下刈り作業は予算化されず実施できなかった。イノシシの目撃情報も年々多くなり、乗り物広場やファミリーランドでも利用頻度の高い芝生地に掘り起しの被害が拡大している。それに対し零石町農林課に相談し、乗り物広場とファミリーランドのフェンス外にワナを設置し、乗り物広場では9月14日グラウンドゴルフコース奥側のワナにイノシシ(約30kg)がかかり、営業時間前に農林課職員が駆除した。ファミリーランドでは11月20日ワナに雄ジカ1頭がかかり、零石町に連絡し猟友会で駆除した。クマ・イノシシの対策として電気柵が有効であるといわれているが、電気柵周辺の伐採と継続した下刈りによる緩衝帯の整備が必要である。また、センサーカメラによる監視が対策立案に有効であり、不法投棄防止の目的も兼ね備品として県より年度末に納入され、各所に設置した。矢櫃地区水辺園地ではイノシシの被害状況、塩ヶ森園地では備品盗難の監視に一定の役割を果たした。

・施設の老朽化対策

公園開設から30年以上経過し、各施設の老朽化が著しく、木製品の腐朽や金属製遊具の腐食などが専門業者の定期点検等で指摘されており、指定管理者が応急修繕をし、県工事で更新中。今後も継続実施し役割分担をはかりより良い整備を進めて行く。

水道関係の配管等も老朽化が進んでおり、乗り物広場や中心地区など漏水が疑われるところが多く、令和元年度から令和2年度に行われたトイレ改修工事においてすべてのトイレで便器の交換(洋式、節水型など)、オストメイトの設置等が行われた。オストメイトについては昨冬の寒さが厳しく2か所で水抜きしていたものの破損し交換となった。なお、水道、トイレ関係のトラブルは、急を要することが多いが、時間の余裕があるもので、高額が見込まれるものについては、引き続き県との協議の上対応したい。

・熱中症対策として三大園地に「黒球式熱中症指数計」を設置し対応した。レベルに応じ来園者に放送で注意を呼び掛けた。

・御所湖周遊歩道の完備

公園利用者の需要としてウォーキングやサイクリングの人气が高まっている。湖を巡るコースは大変魅力的であり、毎年ウォーキング大会やJR駅からハイキングが行われている。道路は公園施設ではないが、園地と園地を結ぶ重要な施設である。安庭橋や町場付近の歩道の整備をすることにより、これらが連携され、御所湖の魅力が確かなものとなるので、歩道整備は肝要と考える。

・排水不良対策

町場地区園地全般と御所大橋運動場は排水が非常に悪く、植物の生育面(芝や花)、利用面(遊具まわり、BBQ広場、野球場の水たまり)で影響が出ており改修が急務である。

③ 県に対する要望、意見等

- ・指定管理期間が今期より5年に延長された。これにより長期計画の必要な案件（雇用確保・従業員教育、遊具等施設管理計画、年次計画による営繕計画等）への対応ができるようになると思われたが、県担当者の交替により、施設運営の考え方や対応が変わることを懸念する。
- ・除園地に平成26年春に開場した盛岡市立つなぎ多目的運動場との間の駐車場の使用方法やトイレ利用について課題がある。特に水道は施設の老朽化や土日に偏る利用状況などから水質の安定管理が難しい。特に昨年より水質検査において「ヒ素およびその化合物」が基準値外となり、温泉等自然由来のものと考えられた。県の指導で今シーズンも引き続きは飲用に供さないこととした。この水道は飲用は不可とし、手洗いおよびトイレ洗浄専用として供給に限定したい。また、この区域は艇庫・盛岡市と一体管理することで利用者の利便性が高まると思われ、県担当部署・盛岡市との調整を引き続きお願いしたい。
- ・施設の老朽化対策について、特に木質部材について更新を行っていただき感謝する。金属製品や電気系統の老朽化も進んできており、引き続き更新をよろしくお願いしたい。
- ・設備更新に関する対応等、平成28年度から再開した盛岡振興局土木部都市整備チームとのパトロールを継続し、施設管理者として管理改善点の具申、不要な修繕、出費を抑えるためにも情報提供を密に行い、来園者の利便性を高めていきたい。
- ・いわて子どもの森から所管替えをさせていただき、昨春から使用を開始した変わり種自転車2種6台は非常に人気が高く大変役立っております。各施設の特徴をいかした利用方法があると思われ、今後とも県内各施設と連携をして進めていきたい。
- ・「電気代をはじめとする物価上昇」「労務費上昇」について、無駄を省き効率化をはかり対応をしていきたいが、それには限界がある。県には「物価上昇」対策に加え指定管理の労務費算定年度からの最低賃金スライド制にするなど「労務費上昇」対策を検討していただきたい。
- ・令和4年秋に、従来は鶯宿温泉までつながっていた公共路線バスが、現在は、つなぎ温泉までになり、3大園地（ファミリーランド、町場地区、乗り物広場）までの公共交通手段が無くなりました。県民の足としての公共交通機関を3大園地付近までは必要と思います。

(2) 県による評価等

| |
|---|
| <p>① 指定管理者の運営状況について</p> <ul style="list-style-type: none">・管理運営業務計画書及び仕様書に基づき、公園施設の維持管理を適切に行っている。・新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を適切に講じ、来園者の安全な利用環境の確保に努めている。・業務内容を十分に理解した職員を配置しているほか、救命救急訓練等を行うなど、危機管理体制の構築に努めている。・近隣施設とのパンフレットの相互設置などにより、公園の利用促進に向けた協力体制の構築に取り組んでいる。・有料施設の利用促進を図り、コロナ禍の影響が続く中であって、レクリエーション広場の利用者数が増加したことは高く評価する。・有害鳥獣対策等も地元自治体と連携して的確に対応しており、公園の維持管理に向けた適格な対応や新たな取組みができている点は評価する。・今後も、魅力的な自主事業等を行い、公園の利用促進に取り組んでいただきたい。 |
| <p>② 県の対応状況について（自己評価）</p> <p>公園施設の利用促進に向けて、指定管理者制度導入以降、毎年、外部有識者をメンバーとする管理運営検討委員会を開催してきた。令和4年度においても、管理運営状況の検証を行い、さまざまな助言や提言をいただき、他の県立都市公園の指定管理者と情報を共有した。</p> <p>また、公園施設の老朽化対策としては、岩手県公園施設長寿命化計画により、計画的な施設更新と必要な設備改善を実施していく。</p> |
| <p>③ 次期指定管理者選定時における検討課題等</p> <p>良好な施設管理と安定的な施設運営を行うこと。</p> |

9 改善状況等

| |
|------------------------------|
| 改善を要すると評価された項目（C、D評価の項目について） |
| |
| 改善状況 |
| （指定管理者から県への報告年月日： 年 月 日） |
| |
| 改善状況の確認 |
| （再評価年月日 年 月 日） |
| |